

埼玉県報



埼玉県発行

目次

規則

○埼玉県表彰規則(人事課)

告示

○埼玉県市町村電子申請共同システムサービス提供業務の随意契約の相手方に関する告示
(電子サービス推進室)

○埼玉県表彰規程を廃止する告示
(人事課)

○埼玉県総務事務システム運用保守業務委託
(総務事務センター)

○埼玉県電子入札共同システム運用管理業務の随意契約に関する告示
(入札企画課)

○埼玉県電子入札共同システム機器等貸借の随意契約に関する告示
(〃〃)

○特定非営利活動法人の定款の変更に係る告示
(NPO活動推進課)

○都市計画事業の事業認可
(道路街路課)

○和光市中央第二谷中土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出
(市街地整備課)

○指定確認検査機関の事務所の所在地変更
(建築指導課)

○開発行為に関する工事の完了公告
(建築指導課)

○教育職員免許状原簿データベース化業務委託に関する入札公告
(教職員課)

○普通肥料の検査結果の公表に関する告示
(農総研水田農業研究所)

○特殊肥料の検査結果の公表に関する告示
(〃〃)

○県道東京朝霞線の供用の開始
(朝霞県土)

○開発行為に関する工事の完了公告
(東松山県土)

○〃〃
(杉戸県土)

○埼玉県教育委員会定例会の招集
(教委・総務課)

〃〃

〃〃

規則

埼玉県表彰規則をここに公布する。
平成二十年六月三日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第六十四号

埼玉県表彰規則

(趣旨)

第一条 この規則は、別に定めるもののほか、広く県民の模範となるべき功績のあった個人又は団体の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第二条 知事は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体について表彰を行う。

一 地方自治の発展に貢献し、その功績が優れたもの

二 納税又は統計の推進に貢献し、その功績が特に優れたもの

三 消防又は水防の業務に貢献し、その功績が特に優れたもの

四 環境の保全に貢献し、その功績が特に優れたもの

五 社会福祉の増進に貢献し、その功績が特に優れたもの

六 児童又は青少年の健全育成に貢献し、その功績が特に優れたもの

七 交通安全、治安維持等に貢献し、その功績が特に優れたもの

八 保健衛生の改善向上に貢献し、その功績が特に優れたもの

九 産業の振興に貢献し、その功績が特に優れたもの

十 労働福祉の増進又は労働関係の安定に貢献し、その功績が特に優れたもの

十一 教育、文化又はスポーツの振興に貢献し、その功績が特に優れたもの

十二 卓越した技能の確立等に貢献し、その功績が特に優れたもの

十三 身の危険を顧みず人命を救助したものの

十四 善行が特に優れた他の模範となるもの

十五 前各号に掲げるもののほか、特に表彰に値するものと認められるもの

(欠格事項)

第三条 次の各号のいずれかに該当する者については、表彰しないものとする。

一 刑事事件に関し、刑に処せられた者(刑法(明治四十年法律第四十五号)第

第三十四条の二第一項の規定により刑の消滅した者を除く。

二 破産者で復権を得ないもの

三 前二号に掲げる者のほか、表彰することが適当でないと認められるもの

(表彰候補者の推薦等)

第四条 市町村長は、第二条各号のいずれかに該当し、表彰することが適当と認められるもの(次項において「表彰候補者」という。)があるときは、知事に推薦することができる。

2 第二条各号に掲げる事項に係る事務を担当する部長等(本庁の部長、会計管理者、公営企業管理者、病院事業管理者、教育長、警察本部長、選挙管理委員会書記長、監査事務局長、人事委員会事務局長、労働委員会事務局長及び収用委員会事務局長をいう。第六条において同じ。)は、表彰候補者があるときは、その功績を精査し、知事に内申するものとする。

(提出書類)

第五条 前条の規定による推薦又は内申は、様式第一号の表彰候補者名簿に次の各号に掲げる書類を添付して行うものとする。

一 様式第二号の審査票

二 様式第三号の功績調書

三 様式第四号の履歴書(個人の場合に限る。)

四 戸籍抄本及び住民票又はこれらに代わる書類(個人の場合に限る。)

五 様式第五号の刑罰等調書(個人の場合に限る。)

六 様式第六号の団体調書(団体の場合に限る。)

七 その他参考となる資料

(変更報告)

第六条 市町村長又は部長等は、表彰を行うまでの間において、前条の規定により提出した書類の内容に変更があったときは、遅滞なくその旨を知事に通知するものとする。

(表彰の方法)

第七条 表彰は、知事が表彰状に副賞を添えて授与することにより行う。

(表彰の時期)

第八条 表彰は、毎年一回行う。ただし、特に必要がある場合は、随時に行うことができる。

(委任)

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部改正)

2 埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則(昭和四十五年埼玉県規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表第四総務部の表人事課の項第五号知事決裁事項の欄3中「埼玉県表彰規程(昭和四十二年埼玉県告示第二百七号)」を「埼玉県表彰規則(平成二十年埼玉県規則第六十四号)」に改める。

様式第2号(2) (第5条関係)

審 査 票 (団体)

功 勞		団体の名称等		功績の概要	備 考
市 町 村 名	順 位				
		(ふりがな) 団体の名称			
		(ふりがな) 代表者の職氏名			
		設立年月日 (法的根拠)	()		
		事務所の所在地	〒 () 電話 ()		
		換算年月数 (基準年月数)	()		
		選考基準			
		(ふりがな) 団体の名称			
		(ふりがな) 代表者の職氏名			
		設立年月日 (法的根拠)	()		
		事務所の所在地	〒 () 電話 ()		
		換算年月数 (基準年月数)	()		
		選考基準			

様式第3号(1) (第5条関係)

功 績 調 書 (個人)

本籍		
現住所	〒	
ふりがな	生 年 月 日	
氏 名		明・大・昭・平 年 月 日生(歳)
性 行		
功 績 内 容		

功 績 内 容

--

様式第3号(2) (第5条関係)

功 績 調 書 (団体)

(ふりがな)	
団体の名称	
事務所の所在地	〒
功 績 内 容	

功 績 内 容	

様式第4号(第5条関係)

履 歴 書

本籍							
現住所	〒 電話 ()						
ふりがな	ペンネーム・異名など		性別	最終学歴			
氏名			男・女	明・大	卒業		
生年月日	明・大・昭・平		年	月	日	(歳)	
区分	職名	在職期間	在職年月数	重複を除く年月数	率	換算年月数(計)	
		自 年 月 日 至					
		自 至					
		自 至					
		自 至					
		自 至					
		自 至					
		自 至					
		自 至					
		自 至					
		自 至					

区分	職名	在職期間	在職年月数	重複を除く年月数	率	換算年月数(計)
		自 年 月 日 至				
		自 至				
		自 至				
		自 至				
		自 至				
		自 至				
		自 至				
		自 至				
		自 至				
		自 至				
備考			賞			
			罰			

様式第5号 (第5条関係)

刑罰等調書

氏名
年 月 日生

1 刑罰の有無 (道路交通法違反及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反による罰金刑を含まない。)

2 破産宣告又は破産手続開始決定の有無

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

市区町村長 氏 名 印

様式第6号 (第5条関係)

団体調書

事務所の所在地	〒	電話 ()
(ふりがな) 団体の名称		
(ふりがな) 代表者の職氏名		
法的根拠		
団体の沿革		

規模	構成員数	活動範囲	役職員構成	年予算額
活動内容				

告示

埼玉県告示第七百六十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十年六月三日

埼玉県知事 上田 清司

1 購入等件名及び数量

埼玉県市町村電子申請共同システム

サービス提供業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県企画財政部電子サービス推進

室電子申請推進担当 埼玉県さいたま

市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成20年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

(株) NTT 東日本一埼玉・東芝ソ

リューション(株) 特定共同企業体

構成員 株式会社 NTT 東日本一埼

玉 埼玉県さいたま市中央区新都心9

番地 東芝ソリューション株式会社

東京都港区芝浦1丁目1番1号 上記

代表者 株式会社 NTT 東日本一埼玉

5 契約金額

71,241,615円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

~~~~~

埼玉県告示第七百六十一号

埼玉県表彰規程を廃止する告示を次の

ように定める。

平成二十年六月三日

埼玉県知事 上田 清司

埼玉県表彰規程を廃止する告示

埼玉県表彰規程(昭和四十二年埼玉県

告示第二百七号)は、廃止する。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

~~~~~

埼玉県告示第七百六十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約

の相手方を決定したので、次のとおり公

示する。

平成二十年六月三日

埼玉県知事 上田 清司

1 購入等件名及び数量

埼玉県総務事務システム運用保守業

務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総務部総務事務センター総務

事務システム担当 埼玉県さいたま市

浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成20年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士電機システムズ株式会社 東京

都品川区大崎1丁目11番2号

5 契約金額

69,663,921円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務

の調達手続の特例を定める政令第10条

第1項第2号に該当

~~~~~

埼玉県告示第七百六十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約

の相手方を決定したので、次のとおり公

示する。

平成二十年六月三日

埼玉県知事 上田 清司

1 購入等件名及び数量

電子入札共同システム運用管理業務

一式

2 契約に関する事務を担当する部局の

名称及び所在地

埼玉県総務部入札企画課電子入札シ

ステム担当 埼玉県さいたま市浦和区

高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成20年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社日立製作所 東京都千代田

区丸の内1丁目6番6号

5 契約金額

45,782,415円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務

の調達手続の特例を定める政令第10条

第1項第2号に該当

~~~~~

埼玉県告示第七百六十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約

の相手方を決定したので、次のとおり公

示する。

平成二十年六月三日

埼玉県知事 上田 清司

1 購入等件名及び数量

電子入札共同システム機器等賃貸借

一式

2 契約に関する事務を担当する部局の

名称及び所在地

埼玉県総務部入札企画課電子入札シ

スラム担当 埼玉県さいたま市浦和区
高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日
平成20年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所
東日本電信電話株式会社 東京都新
宿区西新宿3丁目19番2号

5 契約金額
114,515,034円

6 契約の相手方を決定した手続
随意契約

7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務
の調達手続の特例を定める政令第10条
第1項第2号に該当

埼玉県告示第七百六十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律
第七号)第二十五条第四項の規定により
定款の変更の認証を受けようとする特定
非営利活動法人から、次のとおり申請書
が提出されたので、同条第五項において
準用する同法第十条第二項の規定により
公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を
申請のあった日から二月間、県民生活部
NPO活動推進課において備え置く方法
並びにインターネットを利用する方法
(埼玉県NPO情報ステーション(Url:
//www.saitamaken-npo.net/)により縦
覧に供する。

平成二十年六月三日

埼玉県知事 上田 清 司

一 申請のあった年月日
平成二十年五月二十七日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人のびろ福祉会

三 代表者の氏名
成井 詢

四 主たる事務所の所在地
埼玉県さいたま市南区太田窪五丁目
一番一号

五 定款に記載された目的
この法人は、障害者の完全参加と平
等を基本理念に、障害者が地域で自立
した生活を可能にするための必要な支
援を行ない、障害者福祉の増進に寄与
することを目的とする。

埼玉県告示第七百六十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百
号)第五十九条第一項の規定により、都
市計画事業を認可したので、同法第六十
二条第一項の規定に基づき、次のとおり
告示する。

平成二十年六月三日

埼玉県知事 上田 清 司

一 施行者の名称
朝霞市

二 都市計画事業の種類及び名称
朝霞都市計画道路事業三・四・十五
号 駅東通線

三 事業施行期間

平成二十年六月三日から平成二十七
年三月三十一日まで

四 事業地
イ 収用の部分
ロ 使用の部分
なし

埼玉県告示第七百六十七号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十九条第一項の規定により
和光市中央第二谷中土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったの
で、次のとおり公告する。
平成二十年六月三日

埼玉県知事 上田 清 司

退任した理事の氏名及び住所

氏 名 住 所

石田 寛 和光市下新倉四丁目17番5号

岸 實 " 二丁目16番1-505号

清水 宏二 " 新倉二丁目30番53号

田中 榮次 " 下新倉二丁目40番3号

田中 健司 " " 40番10号

深井 宏之 " " 41番5号

深井 征男 " " 39番24号

丸山 實 " " 20番13号

光岡 和夫 " 新倉一丁目17番71号

山田 智好 " 下新倉三丁目16番50号

小泉 陽行 " 二丁目28番25号

吉田 儀市 " " 48番1号

就任した理事の氏名及び住所

氏 名 住 所

石田 寛 和光市下新倉四丁目17番5号

岸 實 " 二丁目16番1-505号
清水 宏二 " 新倉二丁目30番53号

田中榮次 和光市下新倉二丁目40番3号
 田中健司 " " 40番10号
 深井宏之 " " 41番5号
 深井征男 " " 39番24号
 丸山實 " " 20番13号
 光岡和夫 新倉一丁目17番71号
 山田智好 " 三丁目16番50号

埼玉県告示第七百六十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第七十七条の二十一第二項の規定により、指定確認検査機関から確認検査の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり告示する。

平成二十年六月三日

埼玉県知事 上田清司

指定番号	名称	所在地	新たに追加された事務所の所在地	事務所の所在地が追加された日
埼玉県知事第四号	財団法人さいたま住宅検査センター	さいたま市浦和区仲町三丁目十二番十号	さいたま市浦和区仲町三丁目十二番十号(さいたま中央事務所)	平成二十年五月一日

埼玉県告示第七百六十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年六月三日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成二十年二月十二日

指令杉整第一九〇二〇三〇号

二 検査済証番号

平成二十年五月二十九日第十三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷲宮町八甫四丁目九六番一、九九番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

久喜市本町三丁目七番二七号
 有限会社 東海住宅

代表取締役 飛田 綾子

埼玉県告示第七百七十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十年六月三日

埼玉県知事 上田清司

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び予定数量
教育職員免許状原簿データベース化業務委託 原簿約195,000枚
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間
契約日から平成21年3月31日(火)まで
- (4) 納入場所
埼玉県教育総務部教職員課が指定する場所
- (5) 入札方法
本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参も認める。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に入力又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力又は記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資

- 格等に関する公示（平成18年埼玉県告示第1543号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされている者であること。
- (3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領（平成8年6月13日付け出物第180号）に基づき指名停止期間中でない者であること。
- (4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要領（平成19年3月27日付け出物第1153号）に基づき指名除外措置を受けていない者であること。
- (5) ISMS認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。
- (6) 本件と種類及び規模をほぼ同じくする業務の実績を有する者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札説明書及び仕様書の入手方法
- ア 「埼玉県電子入札共同システム」からダウンロードする場合
 入手手順は、次のとおり。
- イ 埼玉県ホームページを開く。
- ロ 電子サービス窓口の「入札・調達」を選択する。
- ハ 埼玉県電子入札総合案内（工事・物品）メニュー内の「3：システム入札」を選択する。
- ニ 「入札情報公開システム」を選択する。
- ホ 調達機関名は「埼玉県」、部局名は「教育局」、課所は「教職員課」を指定し、「物品等」を選択する。
- ヘ 「1 発注情報の検索」を選択する。
- ヘ 検索ボタンをクリックする。
- コ 本入札案件を選択する。
- ク 紙媒体での入手を希望する場合
 下記(2)の交付場所において配布する（事前に電話により連絡をするこ
 と。）。
- (2) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先（上記(1)アの場合を含む。）。
- 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁第二庁舎
 4階 埼玉県教育局教育総務部教職員課免許担当 清原、大木 電話 048-830-6674（直通） FAX 048-830-4953
- (3) 入札書受付期間
- ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合
- 競争入札参加資格の確認を得た日から平成20年7月15日（火）午前10時まで
 で
- イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合
 競争入札参加資格の確認を得た日から平成20年7月14日（月）午後5時
 まで（必着）
 なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。
- (4) 開札の場所及び日時
- ア 場所
 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁第二庁舎4階教職員課
- イ 日時
 平成20年7月15日（火）午前11時
- 4 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
- ア 入札保証金
 入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- イ 契約保証金
 契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- (3) 入札者に要求される事項
 この一般競争入札に参加を希望する者は、下記の書類を次のいずれかの方法で平成20年6月30日（月）午後5時までに提出し、一般競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関する説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- ア 「一般競争入札参加資格確認申請書」
- 3(2)の提出先まで持参し、書留郵便により郵送し、又はフロッピーにより

- り送信すること。
- イ 「契約の履行について」(添付書類を含む。)
- 3(2)の提出先まで持参し、書留郵便により郵送し、又はフランクシミリにより送信すること。
- (4) 入札の無効
次に掲げる入札書は、無効とする。
- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要否
- (6) 落札者の決定方法
財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 手続における交渉の有無
無
- (8) 入札参加資格の付与
2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定

- の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成20年6月20日(金)までに、埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(電話048-830-5775(直通) 千330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)に提出すること。
- (9) 支払条件
発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。
- (10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。
- 5 Summary
- (1) Nature of Services Required : Data Entry To Compile a ledger of teacher certificate information.
- (2) Time-limit for tender :
By the electronic system : By 10 : 00 a.m. July 15. 2008
By registered mail must be received : 5 : 00 p.m. July 14. 2008
In person : 5 : 00 p.m. July 14. 2008
- (3) Contact Information : Educational Personnel Division. Education and General Affairs Department. Saitama Prefectural Education Bureau. Takasago 3-15-1. Urawa-ku. Saitama-shi 330-9301 Telephone 048-830-6674

埼玉県農林総合研究センター所長告示第五号

肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第三十条第七項の規定により、普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成20年4月分

平成二十年六月二日

埼玉県農林総合研究センター所長 星 裕 治

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要		備考
			検査項目	検査指摘事項	
米ぬか油かす及びその粉末	ポーソー油脂株式会社	5.5米ぬか油かす粉末	主成分—TN、TP、TK		
なたね油かす及びその粉末	米澤製油株式会社	5.3なたね油かす粉末	主成分—TN、TP、TK		

- 注1 分析検査及びその他検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表し得るように必要袋数(ばらの場合には、必要部位数)を抽出し、及び混合した試料1点について検査した結果である。
- 2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。
- 3 主成分の略号は次のとおりである。
 TN—窒素全量、TP—りん酸全量、TK—加里全量

埼玉県農林総合研究センター所長告示第六号

肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第三十条第七項の規定により、特殊肥料の検査の結果を次のとおり公表する。
 平成20年4月分

平成二十年六月二日

埼玉県農林総合研究センター所長 星 裕治

特殊肥料の指定名	生産(輸入又は販売)者	届出業	届出	検査の結果							備考		
				TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	TCa (%)	C/N		水分 (%)	その他の検査
たい肥	松本フアーム有限公司	宮下克己	発酵鶏糞	2.45	4.11	3.21	49	365	13.51	9.0	22.37		
			宮下堆肥	0.86	1.21	1.07					16.6	63.28	
			茂木城守	1.05	1.27	1.11	19	115	3.19	16.7	31.70		
	株式会社ポーク	グリーンハウス	オーガニックパワー	1.42	2.25	2.60	102	246		18.6	37.22		
				2.15	2.20	2.11	109	246		16.7	20.81		

備考：1 分析検査を実施した成分等の略号は次のとおりである。

- TN—窒素全量、TP—りん酸全量、TK—加里全量、TCu—銅全量、TZn—亜鉛全量、TCa—石灰全量、C/N—炭素窒素比、水分—水分含有量
- 2 分析値は原則として現物当たりの数値である。ただし、備考欄に「乾物当たり」と記載のある場合は、水分を除き他の項目は乾物当たりの数値である。

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年六月二日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 吉田 耕三

その関係図面は、平成二十年六月三日から三十日間埼玉県朝霞県土整備部道路環境課

路線名	東京 朝霞線
供用開始の区間	新座市新塚五〇六一番四地先から 同市新塚五〇五六番一地先まで
供用開始の期日	平成二十年六月三日
備考	延長八八・二三メートル 平成十一年六月二十五日付け埼玉県告示第九百三十六号で告示した道路予定区域の供用開始

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第八十一号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

- 一 許可番号
平成二十年六月三日
埼玉県東松山県土整備事務所長
亀井清司

- 二 検査済証番号
平成二十年五月二十八日
第一九〇一一九一号

- 三 開発区域に含まれる地域の名称
第二〇〇〇一三三号
比企郡滑川町大字羽尾字大谷

- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
二二〇〇一一、四八七七―六
新座市道場二―八―二六
新座道場宿舍一号棟

桑村 洋子

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第五十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

- 一 許可番号
平成二十年六月三日
埼玉県杉戸県土整備事務所長
平井順一

- 二 検査済証番号
平成二十年五月二十三日
指令杉整第一九〇一二九一号
杉整第三一八―一号

- 三 開発区域に含まれる地域の名称
北葛飾郡栗橋町大字高柳字古川一四
八五―一

田中 誠

埼玉県教委告示第三十一号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

- 一 日時
平成二十年六月十日 午前十時
埼玉県教育委員会委員長
高橋 史朗

- 二 場所
さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
埼玉県教育局教育委員会室

- 三 議題
当面する教育関係諸問題について

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 〇四八―八二四―二二二一(代表)
印刷所	埼玉印刷株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六―二二九〇(代表)
URL	http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm